

豊橋市農業委員会と

意見交換会を行いました

1月22日(木)・豊橋市役所



意見交換会には、田原市農業委員会委員23名、豊橋市農業委員会委員21名の、計44名が出席しました。

この会では、T P Pに対する働きかけや、農業委員会活動の透明性への対応などについて、委員から活発な意見が出されました。

家族で経営状況の見直しを！

家族経営協定調印式を開催

2月18日(月)・田原市役所



今年度新たに22世帯の農業を営むご家族が、「家族経営協定」を締結しました。この協定は、「経営方針」「営農計画」「役割分担」「収益の配分」「働きやすい就業条件」「将来の経営移譲」などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。家の経営状況をあらためて話し合い、結んだ協定内容を「協定書」として文書に記すことで、家族ひとり一人の自覚を高め、意欲的に経営に参加するきっかけとなります。

農地の無断転用はダメ！

優良な農地を守りましょう

農地を農地以外の目的に無断で利用（無断転用）されている事例が多数発生しています。これは農地法違反になり、無断転用した方はもちろんのこと、農地所有者も罰則の対象となります。違反した場合は、3年以下の懲役または300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金という罰則が適用されます。

農業委員会では、農地の無断転用の防止と、優良な農地を守るため、随時、農地パトロールを実施しています。

農地に関するQ&A

Q 耕作しやすいようにと、お互いの農地を交換することになったのですが、どんな手続きが必要ですか。

A 交換する農地ごとに、両者が農地法第3条の許可を受ける必要があります。許可を受ける要件は、①すべての農地について耕作していること②常時、農作業に従事していること③交換後の農地面積（所有

地と借入地の合計面積）が50アール以上であることなどです。また、その他の要件もあり、そのすべてに合致することが必要ですので、詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

● 各種申請の締切日をお知らせします

申請・届出の種類	締切日
農地法第3条許可申請《農地の売買・賃貸借など》	毎月5日（閉庁日の場合は翌日）
農地法第4条許可申請《農地の転用》	毎月5日（閉庁日の場合は翌日）
農地法第5条許可申請《転用目的の売買・賃貸借など》	毎月5日（閉庁日の場合は翌日）
農地法第4条届出《市街化区域内の転用》	随時
農地法第5条届出《市街化区域内の転用目的の売買・賃貸借など》	随時
農用地利用集積計画の申出	毎月25日（閉庁日の場合は翌日）